

## 第14回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成23年6月17日（金）18時30分から20時40分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 17人  
出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、  
嶋田一夫、田中一枝、馬部昭二、町田宇平、森文子、矢田部正照、  
野納敏展、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一
- 4 出席者  
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英  
JFEエンジニアリング株式会社  
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 0人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項  
(1) 第13回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項  
(1) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書の工事期間変更  
について  
(2) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）に  
ついて
- 4 その他  
(1) 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学について  
(2) その他報告
  - ・ 新ごみ処理施設建設工事見学会の結果について
  - ・ 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
- (3) 次回日程
- 5 閉会

## 【配付資料】

### 議事次第

【資料1】 第13回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書の工事期間変更について

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）

【資料4】 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学について

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : ①4月1日付け、ふじみ衛生組合人事異動の紹介（澤田忍、佐藤昌一）  
②三鷹市山中親交会：森文子委員紹介（前回欠席のため）  
③増田会長辞任表明以後の経緯についてふじみ事務長より説明

副会長 : 前回の第13回地元協議会の最後に会長が辞任を表明されました。その内容については議事録に理由等がご本人の言葉で残っておりますので、ごらんいただければと存じます。

突然の辞任で、ふじみ衛生組合といたしましては、この間、慰留を重ねてまいったところがございます。しかしながら、会長におかれましては、現在のところ、そのご意思は変わらないということございまして、本日は欠席ということで伺っております。

本日の協議会につきましては、ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、小林副会長に会長代理ということで議事を進めていただきたいと存じます。

会長代理 : ただいまふじみ衛生組合事務長からこれまでの経緯の説明がありました。本協議会がここまで協議を進められたのも会長のおかげであると感謝しております。本日は私が、会長不在の間、代理を務めさせていただきます。

事務局 : 【配付資料確認】

### 2 報告事項

(1) 第13回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長代理 : 第13回議事録の確認を行います。

A 委員 : 前回、私の発言が、うそつきだと断定的に申し上げまして、表現としていささか不適切であると感じていまして、お詫びを一言申し上げておきたいと思います。

会長代理 : 今のご発言を皆様ご認識をいただければと思います。

そのほかありますか。本件は承認されたということでお願いいたします。事務局で公開の手続きをお願いいたします。

### 3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書の工事期間変更について及び工事用車両のDゲートからの出入りについて

事務局 : それでは、資料2、それから追加資料となりました資料2-2をごらんいただきたいと思います。本日この2件について協議を申し上げたいと思いますが、今、副会長の後ろに図を掲示させていただきました。まず、資料2、工事協定書の工事期間変更ということで、工事の状況で説明をさせていただきたいと思います。このブルーのラインが、今、仮囲いをして、JFEで工事で使用している区域でございます。この赤い部分は、今後、150トンクレーンを使用するために組み立てを行わねばならないということで、このクレーンを入口から入って南北方向に置いて組み立てるとほかの作業に支障を来すということです。基本的には毎週日曜日は作業は行わないと工事協定では規定されております。そこで、日曜日を利用して作業を行いたいというのがこのたびの趣旨でございます。作業日時は平成23年7月17日、約1カ月後となります。その日の午前8時から午後9時までの間にこの組み立て作業を行いたいというものでございます。このクレーンを運んでくるトレーラがございますが、これが低床トレーラ1台ということで、このトレーラの車幅が3.2メートルございまして特殊車両となり、交通規制がかかるために午前6時前に通行しなければいけないということで、搬入は午前6時までに行います。作業は行いません。搬入だけさせていただいて、作業は午前8時から午後9時の間に行う。搬出も午後9時以降ということになりますので、午後9時以降に今度は来たトレーラを帰すということです。このように工事の現場を全部ふさいでしまうということがございまして、日曜日に行いたいというのが1件目、資料2のお願いでございます。

それから資料2-2でございます。この現場内の車両、資材の置き場所が輻輳しているために、作業の安全上という意味で、通常はAゲート、Bゲートを使って搬出入するとなっているんですが、つまりAゲートから入った車両が東側に移動するときどうしても狭いところを通らねばいけない。しかし、作業上、安全上非常に問題があるという中で、どうしても東側に大型を置くときが何回かございまして、そのときにDゲートを使いたいというのが2件目のお願いでございます。Dゲートに、Aゲートと同じように左折入場、左折出場させながら、東側に大型を直接入れたいというのが趣旨でございます。入れるときは、資源化施設が月曜から金曜日、Dゲートから収集車両が通行しておりますので、土曜日の休みの日に、収集車両が入らない日にDゲートを使いたいということで、土曜日のみということになります。さらに、その土曜日の中で、毎週土曜日ではございません。大型が作業する必要が生じたとき、そして、しかも作業上、安全上の問題が考えられるときに限りDゲートを使いたいというのが2-2のお願いでございます。具体的には23年6月18日から工事完了までの土曜日ということになります。そして、留意事項といたしましては、Aゲート、Dゲートとも出入りのときには必ず保安要員をつけます。それから、作業上、振動・騒音の少ない作業に限って行うということでございます。それと、こちらから出入りするときには左折入場、左折出場しますというのが今回のお願いでございます。

C 委員 : 最近、Bゲートから大型車両が入っているんですけど、Dゲートを今度は生かすわけですよ。そうすると、Aゲートから今まで門型が入っていたんですけど、Bゲートからどうして大型が入っているんですか。Bゲートは退出するときに使うということじゃなかったのですか。

事務局 : Bゲートからは入っておりません。

C 委員 : 要するに、大型はBゲートからは入らないということですね。わかりました。

会長代理 : 大型はBゲートから入らないということはお約束していると思います。土日の作業ですので、振動・騒音等、その辺を特に配慮して行ってください。

(2) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)について

P 委員 : 前回の協議会の中で、調布市のびん・缶の搬入状況と予算措置のことに

関しましてご質問が出ましたので、私のほうからその2点についてご説明させていただきます。右側に参考資料となっている2枚つづりの資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、不燃物処理資源化施設関連予算の内容につきまして、こちらは主なものについて5点ほど挙げさせていただきました。1番から4番につきましては工事の関連です。めぐりまして裏側の5番目につきましては委託料についてのものであります。順次ご説明させていただきます。

まず、1番、中央棟外部等改修工事費でございますが、こちらは予算額1億1,595万2,000円です。内容といたしましては、リサイクルセンターの外壁、屋上の防水の改修工事を行うものであります。来月の中ごろには入札予定となります。それと、月曜から金曜日までは施設が稼働しておりますので、基本的には土曜日、日曜日を中心に工事を行う予定でございます。今年の年末まで実質的な工事を行う予定となっております。ちなみに外壁面積が約3,800平方メートルほどです。屋上の面積が約2,900平方メートルほどでございます。

続きまして2つ目、排出コンベヤ更新工事費です。予算額5,660万5,000円となっております。こちらは二次裁断機で細かく砕いた処理対象物を運ぶためのコンベヤ一式を交換するものでございます。次のページをめくりますと写真がございますけれども、上のほうに載っている写真が振動コンベヤと申しまして、こちらを今年の11月ごろ交換の工事を行う予定としております。

3番目といたしまして、北側等出入口シートシャッター設置工事でございます。予算額が826万9,000円となっております。こちらはリサイクルセンターの中央棟の北側の開口部に、臭気対策の1つといたしまして、高速シャッターを設置いたしまして空気の流出を最小限に抑えるためのものでございます。

続きまして4番目、二次裁断機ケーシングライナー外整備工事費です。予算額は329万8,000円となっております。こちらは二次裁断機の機器本体を守るための厚い鉄板を交換するものでございまして、経年の使用によりまして鉄板の肉厚が薄くなっているため交換するものでございます。次のページをめくりまして、下の写真が二次裁断機といたしまして、こちらの外側のケーシングライナーを、機械の本体を守るため、その鉄板を一部

交換するものでございます。

続きまして5番目、不燃ごみ処理施設整備に係る基礎資料作成委託料についてでございます。こちらは予算額403万2,000円でございます。内容といたしましては、現在の施設はあと約10年程度継続して使用していく考えでございますが、その先を見据えまして、経年劣化が進んでいく不燃ごみ処理施設につきまして今後検討することが必要かなと思っております。平成23年度は、24年度以降に検討を行うために、不燃ごみ施設の整備に係る基礎的な資料の策定を委託する予定としております。その基礎資料の内容といたしましては、施設整備の必要性ですとか、将来のごみ処理及びリサイクルの現状と予測、安全対策・臭気対策など、どのような施設にするのが望ましいのかななどを模索して基本的な事項を整理して策定するものでございます。その基礎資料をもとに今後計画を立てていく予定としております。

続きまして、写真の裏面になります。こちらはもう一つの質問でありました調布市のびん・缶の搬入状況の資料です。まず、(1)は調布市から搬入されるびん・缶の搬入量について記載したものでございます。平成15年度から平成22年度までの数量を記載させていただいております。平成15年度ですと約377トン。つい最近、平成22年度ですと約46トンといった状況となっております。ここ最近5年間の総搬入量が約1万9,000トン前後となっております。全体の0.2%とか0.3%といった割合となっております。ちなみに総搬入量は三鷹市と調布市の粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック、ペットボトル、びん・缶の合計の数量となっております。

そして、(2)の処理の内容については、調布市では1週間に一度、それぞれびんの日、缶の日の収集日がありまして、びんは染地の空きびん積み替えストックヤードに運ばれております。また、缶はクリーンセンターのストックヤードに運ばれ、選別処理をしております。ただし、缶類の中でもスプレー缶につきましては、クリーンセンターで処理することができないため、これについてはふじみ衛生組合に運ばれております。あと、燃やせないごみの日に缶とびんを混ぜて出している方も、少々なのですけれども見受けられますが、これについてはクリーンセンターに戻さないで、ふじみリサイクルセンターでそのまま処理をしています。今はそのような現

状でございます。

- C 委員 : この間、動線の中で問題となりましたけれども、Dゲートを入ると幅27メートル、長さ南北に90メートルぐらいの通路があります。その半分をびんの置き場、缶の置き場、つまりびんや缶の箱をあそこへ5列、14メートルを、27メートルのうちの半分は何でびん・缶置き場に使っているんですか。あれはもともとびん・缶は別々になっていたんじゃないんですか。少なくとも平成13年、我々が公開質問をやったときには、びん・缶は三鷹は入っていませんよ。いつの間にか持ってきている。

しかも、いろいろ予算化して、今、説明がありましたけれども、においの問題についても、不燃物処理棟の南側、あそこ2メートル掛ける2メートルの網戸になって、5年前からかえる、かえるって、ちっともかえないじゃないですか。なぜかえないのですか。しかも材料も全部入っているでしょう。網戸になっているでしょう。だから、あそこのエアーカーテンを使っても、秒速70メートルぶつけあって、我々が研修に行ったときに15メートルもあった。西側へ噴き出してるじゃないですか。東側は東のほうへ噴き出してるじゃない。あれは作業員が涼しいからつけているのであって、あのエアーカーテンはにおいの効果なんか何もないじゃないですか。だから撤去しなさいって、まだ撤去してないよね。しかも、南側に対する網戸、まだ網戸じゃないですか。加圧すれば外へ噴き出すのは当たり前でしょう。なぜあれを網戸にしておくんですか。お答えください。

- 副会長 : びん・缶は、三鷹、調布とも入っておりますが、調布のほうからは資料で示したとおりの数量が入っているということで、三鷹については基本的には現在、全量をふじみ衛生組合のほうで処理しているということでございます。三鷹の全量処理というのは、かなり長い期間やっているものと私は認識しておりましたので、平成13年当時がどうかという点は不明で答えられませんけれども、長い期間、三鷹のびん・缶は入れているというふうに考えております。

びん・缶の場合にはコンテナを置く場所がございますので、現在は馬部委員のおっしゃるとおり、通路の約半分のところをびん・缶の置き場と、びん・缶の車をとめる場所とか、そこで中のびん・缶の処理のラインに入れるための機械を動かせるというヤードにしております。通常車が入ることは危険でございますので、約2分の1の部分についてはそのようなス

ペースとさせていただいておりますので、ご了解いただければと存じます。

それから、もう一つの南側のプラスチックや不燃ごみを入れるプラットホームの部分のことだと思います。こちらにつきましては、馬部委員も、また地元の方もかねてから、当時あそこは重量シャッターしかありませんで、そうすると1回重いシャッターを上げるとその後の開閉がなかなかできないということで、作業中はある程度プラットホームを開けっ放しということがありました。そういうことであればおいが外に出るだろうというご指摘がございまして、いろんな経過を経た中でオゾンの脱臭装置、それから先ほど言いましたエアーカーテン、それで前年度になりますけれども、さらなる臭気対策をとということで、現在は可動のシートシャッターをつけまして、それも両側につけて片方しか開かない形にして風の流れをとめているという形で臭気対策をしております。

なお、ご指摘の窓の関係につきましては、私どももそういう形で臭気対策をきちっとしているという認識がございましたけれども、そこについては中の執務環境等の関係がございまして、現在についてはそのような形にさせていただいているところでございます。

C 委員 : あそこはもともと大型クーラーをつけただけで何の効果もないです。あれはエアーカーテンじゃないです。あれはあの中が暑いものだから、作業員が涼むためにやっている。しかも南側にあんな大きな網戸がついたら、おいがどんどん網戸から出てきます。しかも材料も買ってあそこをふさぐようになっているにもかかわらず、今もって開いているじゃないですか。

副会長 : 私どもはおい対策については積極的に進めておりまして、臭気を漏らさないためのシートシャッターをつけたところでございます。おかげさまでこちらについては非常に効果があったものと確信しておりますし、実際非常に効果がありますので、今年度の新たな予算の中でも、開口する時間が長いところについてはそういう形でさらにシートシャッターを設置したいと考えております。

なお、窓のすき間の部分については、私どものほうで再度その辺を検討させていただきますけれども、いずれにせよ臭気対策については、これまでも積極的にやってきたつもりですし、これからも今年度の予算の中でもそのような形でやらせていただきたいと考えております。

会長代理 : 網戸については検討していきたいという回答がありました。



C 委員 : においては敷地外に出してはいけませんよ。調布市長にも文書で出してありますし、この間、環境政策課長が来て、出すなと言われたはずですよ。私は今までやってくれると思うから黙っていたんですけど、3年前から言っているんです。その当時からあそこから出ているんですよ。2メートル、2メートルぐらいなのが2つある。だから明日にでもやってください。それが1点。

それから、これからさらなる改善をやりまして、それは改善じゃないんですよ。出しちゃいけないものを出しているからやめてくれと言っている。何ですか、私が出した文書に対して、ふじみ衛生組合の考え方を申し上げる、考え方じゃなくて、においを出すなと言っているんですよ。議事録に入れておいてください。もう3年も前から言っているのに、今もってやらないから。においを出さないでください。

副会長 : 今、馬部委員がおっしゃったように、私どもも東側、北側の建屋をつくるということで、まずそこで中にしまうということでの臭気対策、これが一番大きな臭気対策。さらにシートシャッター等で今年もさらなる追加の予算をとったということでございます。臭気対策についてはこれからも一生懸命当然やっていきますので、よろしく申し上げます。

C 委員 : 出さないでくださいって言ってるんだから、出さないようにしますって言えばいいんです。

副会長 : 臭気についてはできるだけ出さないようにということで、今までもやってきましたし、これからもやっていきますので、よろしく申し上げます。

C 委員 : 法律上、敷地外に、いわゆるレベル10ぐらいありますから、そういう悪臭を、自分のところの敷地内に漏れるのは、自分で我慢するのはいいんだろうけど、敷地外に出してはいけませんよとなっているんです。だから、そのように法令に従いますと言えばいいんです。昨日も4時ごろ、うちへにおいが来ましたよ。東南の風がうちへもろに来る。うちでにおうくらいだから、マルゴのお店なんか、頭が痛くなるにおいって言ってましたよ。だから、とめてくださいと言ってるんだから、とめるようにしますと言えばいいんですよ。

副会長 : 先ほどと繰り返して恐縮ですけども、においについてはこれまでも十分やってきましたし、これからも精いっぱいやっていきたいと思っております。今までの経過をわかっていただいている方もいらっしゃると思っておりますので、

これからも引き続き臭気対策に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

A 委員 : 事務長の回答については、前から努力をされている部分というのは認めることはできます。ただ、今、馬部委員の指摘されている開口部がなお残っているという問題があるのだとすれば、私も事務長の回答では納得できない。開口部は必要で、作業者の健康管理上の問題とかいろいろな問題でだめだと言うのか、開口部がある場合に臭気が出るのは当たり前ですよ。開口部をふさぐことをやってくれるのか、その回答は実にあいまいで、検討するというだけでは理解ができないので、その点について回答は明快にお願いしたいと思います。

それから、調布市のびん・缶の搬入のことがデータとして明らかになっています。平成19年度から20年に入りますと、3分の1に減っていますね。一般的な減量の問題だけでこんなに減ることはないと思うので、どういう事情があるのか。暫減していますが、それらの問題も含めてお聞きしたいと思っています。

副会長 : まず1点目のプラットホームの一部の窓の開口部の件でございます。私も技術的な部分が、ちょっと今ここで、必ずそれが必要でないとか必要かどうかということがありまして検討させていただきますと、正直に言いますとそういう形でございます。私もこれからリサイクルセンターとよく詰めまして、その辺についてどういう形が一番いいのか、今日の段階では申しわけございませんけれども申し上げられませんが、次回以降にその結論が出たところでお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

A 委員 : 要望ですが、次回は要望に答えられるような検討をぜひお願ひしておきたい。

P 委員 : 2点目のご質問ですけど、平成19年度は約197トンとなっております。それで平成20年度で61トンと数字が下がっていますが、主な要因といたしまして、平成19年度までは基本的には調布市で独自でびんは処理しているんですけども、例えば割れたびんや色のついたびんについては一部ふじみ衛生組合のほうに運ばれてきました。平成20年度からは、割れたびんとか色のついたびんも調布市のほうで処理されていると聞いております。数字の変化の主な要因はそここのところでございます。

A 委員 : 調布が従来以上にさまざまな処理をするようになったということですか。

P 委員 : 引き取ってくれる事業者さんがありますよね。19年度まではその部分については引き取っていただけなかった。20年度以降については受け入れ体制なんかも整ったので、その分についてもふじみ衛生組合に入れなくて、調布市独自で処理をしているという形になっております。

C 委員 : 三鷹は不燃物とびん・缶と一緒に回収してるでしょう。違いますか。

副会長 : 回収方法でございます。三鷹についてはびんと缶を同時収集という形になっております。一部地域ではコンテナをそれぞれ置きまして、そこにびんと缶を入れるという形の収集。それから、一部の地域ではコンテナではなくて袋出しで、それぞれびんと缶を同じ日に出すという収集方法になっております。びん・缶と不燃物の同時収集はしておりません。不燃ごみは全く別の曜日に収集しております。

F 委員 : 今、馬部委員や嶋田委員から不燃施設についていろいろ指摘、これももう何年やっているか、きりがいいわけです。それを、不燃ごみ施設の基礎資料作成委託料についてという参考資料5番で初めて予算化されてきたわけです。これを平成23年度は予定となっていて、これから入札があって業者が決まるんだらうと思いますけれども、この中にも安全対策及び臭気対策という項目がちゃんと入っていますから、これ、10年を目標と言っているんですから、また10年間同じ議論をやったら本当にたまりません。そして、この資料は一体、ふじみ衛生組合としては何年に集約する予定なんでしょうか。これをまず教えてください。

副会長 : 現在の施設が今約16年経過しておりますので、あと10年程度継続使用を見越して、その先を見据えてやっていくということでございます。この作成委託につきましては、平成24年3月31日までに基礎資料については作成をしていただくという予定でございます。

F 委員 : 少なくとも平成25年には可燃施設が開設するわけですから、だからそれまでにはきちんとした方針を出していただかないとまずいいのではないかと思います。貴重なこの時間を、いつも同じような形で繰り返してしまうということは、非常に私は残念です。これこそ本当に切り札にさせていただかないと、エンドレスになってしまいますよね。その辺、非常に私は心配しております。

会長代理 : これは今年度の予算についてということで、何点かの中の1つの事項で指摘されていると思うんですけれども、その視点が違いますので、強い要

望ということでお受けします。

C 委員 : あそこは構造的にだめなんだから、少しでもお皿の上に載せようと思って一生懸命パワーシャベルでやっているんだけど、5メートル穴を掘って、そこへためて自然にやってコンベヤで持っていけば、半分づつ工事をやったら簡単にできるのではないですか。あの中でパワーシャベル使わなくてもいいんじゃないか。そういう予算化こそ必要じゃない。何ですか、いつの間にか、こんな缶のつぶし台。三鷹のためにこんなものつくったんですか。だから、ほかに持っていきなさいと言ったら、それは何か拒否されましたけど。それは三鷹の委員さんも半分いるから、半分反対すればつぶれちゃうに決まっていますけど。要するに、びん・缶はほかでおやりになったらどうなんですか。提案ですよ。もしやるんだったら、ちゃんと今の不燃物のピットのと、あそここのところをもう少し頭を使って工夫すればにおいが出なくなりますよ。予算化してやったらどうですか。提案します。

会長代理 : それでは今のご質問でございますけれども、施設を改めるということと改善に対する要望ということでお受けしておきますが、質問ではないというふうに受け取れたんですが、よろしゅうございますか。ご提案ですね。

C 委員 : さっきのにおいを出すなというところ、そのようにやるように改善してくださいよと今お願いしているんです。

会長代理 : 前回までに協議いたしました、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の修正等に対する意見について、お手元に事務局で検討していただいたものがありますので、説明をお願いいたします。

事務局 : それでは資料3をごらんいただきたいと思います。前回指摘事項等で訂正をした部分を赤字で記入させていただいております。

まず、赤字ではありませんが、不燃施設の定義付けという部分でお話があったかと思います。表題のたたき台の下3行目の最後のほうに、既存の「不燃物処理資源化施設」ということで前回入れさせていただいておりますけれども、要はこの協定締結時点での既存のというふうに定義付けをさせていただいております。この不燃物処理資源化施設につきましては、前回、別記でもよいかなという話もございました。パンフレット等で一応説明はさせていただいておりますが、時点では協定締結時点になろうかと思いますが、その時点での既存のというふうになろうかと思っております。

続きまして、下の条文の訂正の説明をさせていただきたいと思います。

第2条の2、法令等の遵守という部分については文言の訂正でございまして、指摘事項のとおり訂正させていただいております。「伴い」を「あたり」に、それから「その他関係法令、規則」を追記させていただきました。

続きまして、第3条の部分でございしますが、第3条と第3条の2が一緒になっていたのが前回でございします。この辺は特にご意見が多かったごみ処理の相互支援ということについてご議論があったので、その部分を条文で分けてさせていただきました。まず、処理対象ごみにつきましては、原則として三鷹市、調布市のごみを処理するということとございします。そして、第3条の2は、その他広域支援等ごみ処理、相互支援のごみをどうするということとございします。「組織市以外のごみの受け入れは」との出だしで、広域支援ごみ、それから具体的にいいますと三鷹市が武蔵野市と協定を締結しているような近隣自治体との相互支援協定、要は既存の協定です。既存に支援協定を結んでいるようなごみの受け入れについては、受け入れに際して事前に報告をさせていただいて、そのときに地元協議会から意見があった場合は、広域支援や近隣自治体との相互支援に際しての協議の場合に、その意見の反映に努めていくということとございします。

それから第2項では、文言の訂正でございしますが、可燃ごみは7万7,300トン、不燃ごみは2万2,800トン「基準」ということを、「原則」とするとさせていただきまして、次ページの第3項に、「組織市以外のごみを受け入れるにあたり」ということで、三鷹市、調布市以外のごみを受け入れるにあたり、第1項、つまり先ほど申しました広域支援ごみ、それから近隣自治体との協定のごみ、要は既存に協定を結んでいるごみの場合であっても、今言った7万7,300トン、それから不燃ごみでいうと2万2,800トンのごみを超える要請があった場合は事前協議しますということとございします。

例えば今回の震災ごみのように既存の協定以外の地域から受け入れに対しての要請があった場合は事前協議しますというのが第3項の規定でございします。

前回、活動のところまで、この章分は一応終わったつもりでございしますが、第4条のところ、活動の部分をもうちょっと説明を付け加えさせていただきますと、新ごみ処理施設整備基本計画に環境学習機能ということについてうたわれているわけとございしますが、今まさに市民検討会のほうで

そここのところの検討に入っているわけでございます。この新ごみ処理施設につきましては、循環型社会形成のシンボルとなる施設を目指してということで基本方針がうたわれてございます。そうした基本方針に向けてごみ減量等々についてこの施設が循環型社会形成のシンボルとなるような施設として定義付けさせていただいているわけでございます。そうした中で具体的にどういうことがこの施設でできるのか、それから学習機会の創出ということで、例えば地域の皆様方とか学校関係だとかそうした方々と協力しながら、ごみ減量、3Rの実践、それから最終処分量をゼロにするということの学習をしていく。シンボルとなるような施設を目指してというふうになっておりまして、この地元協議会においても何らかの活動をするということで、この第4条活動があるわけでございます。そのときに「甲と乙は」ということで、相互に協力するような形で書いておりますが、甲と乙は、情報交換、体験学習、施設見学、イベント開催等、ごみ問題に係る環境学習に関して相互に協力してこれを実施していくのだというようなことでございます。

会長代理 : ただいまのは、前回協議会までに出された意見による改正、修正の部分についてでございます。今ご説明のありました事務局で検討、修正した協定書について、まずここまでの内容についてご意見があれば伺いたいと思っておりますが、私の認識ですと、まだ第2章の環境保全対策に入っておりませんけれども、先ほど事務局から説明がございました第2条の2の、環境保全対策の第5条の、ちょっとそこには黒字で棒線が入っておりますけれども、「環境と安全に関する法令及び本協定を遵守するとともに」、これは大変重要なので、前回ご意見が出て第2条の2に先ほど事務局からの説明のとおりになっておりますので、そこまで含めてご意見、質問等お願いしたいと思います。

F 委員 : 私たちの任期は2年でございます。この11月で任期が切れるわけです。工事協定から、搬入搬出の動線の問題等、そして今、公害防止協定に議題を進めてきているわけです。私はこの公害防止協定について、今までの議論でいいのかと、疑問を持ち始めているんです。送られてきたこの文書を見ましても、実際議論に参加しているのは3名程度の委員さんしかいない。それに対して事務局の答え、そういう形の方向で今日来ているわけです。

我々地元協議会に与えられた最大の使命は、立派な公害防止協定をつくることにあり、思っているんです。1日24時間、1年365日、20年以上にわたって燃え続く、僕は化け物だと思ってます。我々市民生活にとって必要なものかもしれないが、この物と20年以上にわたって我々地域はこれから付き合っていかなければいけないわけです。そして、どういう付き合い方をするかというルールを今一生懸命議論しなければいけないと思います。今までのような議論の中で本当に我々のこの地域の安全、環境が守られるのかなと私は心配になってきているわけです。

今日は第3条から第4条にかけてのごみ処理支援というこの項目を、本当に皆さんで徹底的に議論してもらいたい。多くの委員の声を私は聞きたいんです。今まで馬部委員の声が私の頭の中でいっぱいになっておりますが、学ぶべきものがあるとすれば、馬部委員の必死さじゃないかと私は思っています。

公害防止協定の中で皆さんどこが一番大切だと思いますか。私は委員の皆さんに聞きたいんです。私は今言った第3条、第4条が一番大切だと思います。特に第3条ですね。この3条というのはどこのごみをどのくらい燃やすか、簡単に私流に言ってしまうとそれだけだと思う。

それで、私は今までの議論を考えてみますと、どこのごみをという議論ばかりしていた。この案文をつくったのは、おそらくふじみの理論的なリーダーである荻原委員中心に考えられた総量規制案だったと思います。私はあの総量規制案を聞いたときに、おやっと思いました。何をおやっと思ったか。中身じゃないんです。公害防止協定が始まって以来、初めて荻原委員がこういう図をつくってくれた。これで私は総量規制案というこの考え方が本当に理解できた。この姿勢をふじみ衛生組合の皆さんは忘れないでほしいということなんです。皆さんにとっては普通かもしれないけど、我々にとっては普通じゃないんです。これ理解するの大変なんです。本当に大変なんです。だから、我々が議論できるように資料を、材料を提出してほしいんです。じゃないと我々は理解できないんです。

そして、私は今までの議論が、どこのごみを燃やすかという広域支援の問題とかという議論ですけど、その前にやらねばいけない議論、それは7万7,300トンというごみ処理量、本当にこれでいいのかということを実践になって議論しなければいけないんじゃないんですか。どれだけ燃やす

かということをです。

だから、この7万7,300トンというのがキーポイントになっている。これを基準にして、広域的にどこのごみを燃やすかという話なのです。ふじみ衛生組合の事務局の皆さん、7万7,300トンの氏素性を我々にわかるように示していただきたい。確かに荻原委員は答えの中で説明されました。しかし、質問を受けて、答えの中で口頭で説明されている。だれが理解できますか。だれもわかりません。私、今度これを見させていただいて、初めてわかりました。だから、だれもこの7万7,300トンについて議論してないのではないですか。どうしてこの数字が出てきたんでしょうか。これを我々が目で見えてわかるように資料として出していただいて初めて議論が成立するんだと私は思います。そこが我々の議論のスタートです。

いろんな委員の意見を私は知りたいんです。そのための準備をきちんと事務局にさせていただきたい。7万7,300トン、これの氏素性を我々にわかるように説明してください。これが私の質問です。

B 委員 : 7万7,300トンについて、詳しい数字は、次回の地元協議会で見える形でお示しします。今日は口頭で簡単に基本的な考え方だけ申し上げておきます。

廃棄物処理法で、市町村は、おおむね5年ごとに10年から15年先を見据えたごみ処理計画を策定することが義務付けられております。したがって、三鷹市でも調布市でも、おおむね5年ごとにそうした長期計画をつくっております。新ごみ処理施設の施設規模を算定するのにふじみで勝手に算定するわけにはいきませんから、三鷹市並びに調布市に最新の長期計画を出してくださいというお願いをいたしました。三鷹市、調布市の最新の長期計画を出していただきまして、その長期計画には、何年度には燃えるごみは何トン出る予定だというのが全部書いてありますから、その三鷹市の予定数量、そして調布市の予定数量を足しこみまして、ふじみとして燃やすごみがこのぐらいであろうという数字が出ますので、それで両市にまたフィードバックしてこれで間違いありませんと確認して、7万7,300トンという数字が出ております。細かいごみの種類等については、次回皆様に文書としてお出しさせていただきたいと思っております。

F 委員 : 荻原委員の言っていることはよくわかるんですけども、我々にわかるように説明してもらいたいんです。これは平成20年3月に策定された新



ごみ処理施設整備実施計画の中でうたわれた数字ですよね。ふじみ衛生組合が調布市と三鷹のごみを処理するときに、ふじみ衛生組合は炉をつくるわけではないんですから、このぐらいのということでJFEさんに設計依頼しなければいけないわけです。そのためには、今、おっしゃったことの資料が7万7,300トンと。この7万7,300トンを算出するためには、調布市の人口、三鷹市の人口増加率と1人当たりのごみ排出量をあわせてつくったものである。それが平成31年に最大になるだろうということで、JFEさんに日量300トンの炉を2基つくってほしいと設計依頼をしてつくられたのが今だと、そうじゃないんですか。

会長代理 : 今は、第3条の処理対象ごみについてご質問として受けていきたいんですが、よろしいですか。

F 委員 : ごみ量を議論してもらいたいんです。

B 委員 : 基本的な考え方、算出手法については石坂委員がおっしゃった形で間違いございません。次回、算出方法も含めて資料としてお出ししたいと思います。

それから、結論の部分が、焼却炉が300トンが2炉というところがちょっと違まして、そこは144トンの焼却炉が2炉で288トンでございますので訂正させていただきます。

F 委員 : 荻原委員の言っていること全部わかるんです。この次はいつ議論するんですか。先なんですよ。荻原さんとしてはそれしか言えないと思うんですけども、今までそういう形で全部やってきたわけですよ。だから、話がぶつぶつ切れて、休んだり出てきたなんてわからないわけですよ。だから、そういう形で、検討させてもらいます、資料出しますという気持ちはわかるんですけども、我々としては本当にそれは困るんです。だから、間違いなくそういう資料をそろえていただきたい。

それをわかった上で、我々は今度はこの数字を評価しなければいけない。評価するときに我々は全く何をもって評価すればいいかわからない。だから、評価する手段というのは、三鷹市と調布市で一体どれぐらい実際にごみが出ているのか、実績を示す資料をあわせて提出していただきたい。少なくとも5年ぐらいさかのぼって出していただきたい。調布市なんかは、今月の市報の一面トップはまさにそれですから。それはすぐ集められると思う。それをあわせて出していただきたい。その中で皆さんの本当の議論

を深めていきたい。それをやらなければ私らは絶対後悔すると思う。私はそういう気持ちであります。

会長代理 : それでは、今、加えて、実績と現状について資料を提出してもらいたいという要求がありました。事務局、いかがですか。

事務局 : 次回、今言われた資料についてそろえて、またご説明申し上げたいと思います。

M 委員 : 先ほどから石坂委員から、調布のほうはごみの数量が大体出ているという話だったんですが、三鷹市でもごみ減量等推進会議で可燃ごみ、不燃ごみの数量は資料配付されていると思います。今日資料を持ってこなかったんですが。ですから、三鷹市でもはっきり数量がわかるんじゃないですか。だからそれに基づいて、余談ですけれども、昨年度、三鷹市でもごみの有料化を実施しましたよね。それで、大体1割ぐらい可燃ごみが減ったという話をごみ減量等推進会議にもありますから、ごみの数量はすぐ出るんじゃないですか。

B 委員 : 次回には準備させていただきます。

A 委員 : 事務局のほうで第3条、赤字で訂正をした案が示されました。今、ごみの総量問題が議論になっていまして、私、第一次の検討委員会の議論でも強調させてもらったんですが、なかなか理解をしてもらえなくて、成果に結びついてないと自分では思ってますけど、有害廃棄物は単位当たり基準でそれはさまざまな法令を満たして当然だと思いますけれども、ごみの総排出量というのは総量に関係すると思うんですね。第一次検討委員会で私が議論したのは、PFIがよろしいのかどうか。民間委託すると、民間は利益のために幾らでもごみを余計燃やすのでないかという懸念があったから、そういう方式についても反対した記憶を持っているんですが、今もなおかつ一貫してごみはできるだけ少ないほうがいいと思ってます。7万7,300トンの問題は次回に資料をいただけるというところでまた新たに考えてみたいと思うんですが、それ以内と第3条のほうで示しています。できるだけ少ないほうがいい。当然のことだと思っているんです。

そういう立場に立ちますと、第3条の2で赤字で訂正していますが、広域支援の場合に事前協議ではなくて報告で済ませるようになっている。これは7万7,300トンを超えるときは協議だとされていますが、以内であってもここで1個協議にしておいたら、あとは要らないんですね。7万7,

300トン以内の場合でも他市の受け入れは地元協議会に協議というふう  
にすべきだと思う。この修正案については同意できませんので、「事前に甲  
と協議し」というふうに条文を変えてもらいたいというのが私の意見です。  
事務局の見解をお伺いしたいと思います。

副会長 : 現在、私どものほうでこのような形にしたのが、実際、三鷹市において  
例えば調布市のごみを三鷹市で受け入れるときにやっている内容が、事前  
説明会という形で開いて地元住民の方に説明をいたしまして、そこで意見  
を聞いてという形になります。そのような形を考慮しておりましたので、こ  
のような表現にさせていただいたということでございます。ただ、今ご意  
見として嶋田委員のほうからあったということは承知をさせていただきます  
ので、今後またそこは検討させていただければと思います。

A 委員 : 今の回答は、今日は訂正を了解できないという意味ですか。

副会長 : 現在はこの形で考えているということです。

A 委員 : どうして今日ではいけないんですか。

C 委員 : 嶋田委員のご意見は今日にしたほうが良いと思います。というのは、こ  
れは前回も前々回もそうですけれども、例えば災害が起こって小金井市が  
調布さん、三鷹さんお願いしますって、それはしようがないです。ただ、  
前々回建て替えるからその間、小金井さんがお願いに来たとき受け入れる  
かどうか、それはやめましょうという話だったんです。建て替えるから調  
布さん、三鷹さん、お願いしますといったときどうすると、こういう事例  
を出して話をした。限度内だったらいいんじゃないかという話と、いや、  
それもだめだと。緊急の場合は別ですよ。建て替えるからお願いしますよ  
と言われても、それはだめですよという結論だった。これを見ると何か報  
告し、そして努めるものとする。事務局がうんと言えぱうんとなっていま  
う。嶋田委員が言うように、甲と協議をして、努めるではなくて、反映す  
るぐらいに変えたほうが良いです。努めるでは、一生懸命やったけどだめ  
だったと言われたら、小金井のも燃やすんですか。

副会長 : この第3条の2の趣旨につきましては、「多摩地域のごみ処理広域支援体  
制実施要綱」というのがあり、今、多摩地域すべての市が入っておりまし  
て、それぞれお互いさまの部分がありますので、同じ多摩地域の中で困っ  
たときとか事故があったときとかには受け入れましょうという趣旨で、各  
市長が押印をしてこの要綱ができていますのでございます。基本的には現

在その要綱に基づきまして調布市のごみにつきましては三鷹市と多摩ニュータウン環境組合のほうで今処理しているという形で、これがいわゆる広域処理の実施要綱に基づく、お互いの困ったときの助け合いのものでございますので、そのような形ですべて26市の中でこの協定ができております。そのような協定の趣旨で、例えばふじみ単独だけがそれは受けられませんとかそういうことになりますと、それは逆にふじみの組織市である三鷹市、調布市のごみはほかでは受けませんよという話になりますので、そのような趣旨でこのように書かせていただいたものでございます。それをまずおわかりいただきたいと存じます。

ただ、ご意見としてありましたので、私どものほうでも再度持ち帰って検討はさせていただきます。

A 委員 : 以前にお配りいただきました広域支援の実施要綱、これはブロック内で支援要請の調整を行うということが明記されているんです。調整を行うというのは、ブロックの中に幾つもごみ処理場があって、それぞれの事情があって要望をどういうふうに振り分けるかという調整を意味しているわけです。そうしたら、広域支援の中で、ふじみは住民の要求も含めてどういう状況かを前提されているじゃないですか。それが、我々住民の要求は報告にとどめて、どうでもいいというのは、私は納得できない。広域支援であってもそういう前提が広域支援の要綱の中で定められているわけだから、今の回答は了承できません。

副会長 : 今ご意見で、了承できないということで、皆さんの中の考えと、今事務局側でまとめた案とは異なるということでございます。議論はもっと深まると思うんですけども、時間もせまっておりますので、あと1人だけお願いしたいと思います。

G 委員 : まず今の広域支援体制の要綱について、前々回ですか、資料もいただいて見させていただいたところです。一方、相互支援協定については、協定書を結ばれていると思いますが、見させてもらってないので判断が付きません。これは次回でもいいですから見させてください。そうしないとわからないです。

域外のごみ処理を受け入れることについては、なぜ反対するかというのは、これまで適地選定から説明会が何度も行われましたけれども、そのときは、この炉で域外のごみを受け入れるということは、私の記憶ではほと

んど説明がなかった。もし書類で出されていたらあとで見せていただきたい。したがって、こういう具体的な段階になって域外の処理というのが出てきたので、私どもとしては警戒しているというか、敏感になっているということです。

我々は自治会等の代表として来ているので、今まで公の席で説明のなかったことを協定書の中に入れるのであれば、かなりの歯止めをさせてもらわないと住民が納得しないだろうと思っています。我々も帰って自治会の中で説明するのは難しい。したがって、事前協議ということを皆さんが言われていると思いますし、私も前回からお話ししているとおおり、そうしていただきたいと思っています。

ただ、第3条の書き方をもう少しわかりやすく書いてもらいたいと思う、たとえば、炉の運用を開始したときに武蔵野のものについては既に受け入れると決定（契約）しているのであれば、域外の武蔵野市のごみについては最初から何年間何トン受け入れると明示しておくのも一つの案でしょう。協定書を見せていただけていないのでわからないで言っているのですが、武蔵野市のごみについて受け入れるというのを最初から決めているんだったら、それだけについてははっきりさせておいて、そのほかのものについては事前協議するとか、こういうふうにしないと具体的でないと思う。

それからもう一つ、以前にも申し上げたことですが、支援要綱は5回ぐらい改訂されていますので、フリーハンドの話が、前回意見がありましたけれども、その心配を払拭するために、「支援要綱の改訂及び相互支援協定の新たな締結または改訂をする場合は、乙は甲と事前協議をする」と、5番として1つ追加してもらいたい。今もう既に締結されているものについては受けざるを得ないと思うんですが、そのようにしないと後付けで協定の中身が変わってくることについては歯止めする必要があるだろうと思っています。

それからもう一つ、事務長が先ほどの回答の中で、第3条の2で、事前報告にするけれども周辺住民には事前の説明会を行うとの発言があったのですが、そういうことを事前にやるというのであれば、それはこの中に明記してもらいたい。要するに、広域支援に基づいて他の自治体からのごみの受け入れをする場合は事前説明会を周辺住民に対してするということは書いておいていただきたい。

もう一点、最初のご説明で、前回、どういう施設を既存の施設設備と言うということについての定義と申しますか、これについてパンフレットをつけるとかいう話がありましたけれども、これは契約なので、明記する図面なり何なりをこの協定書に添付してもらいたい。

副会長 : 今、多岐にわたりましてご要望いただきました。私の一存でここで即答することができないものがほとんどでございますので、今のご意見については伺った中で、また持ち帰ってしっかり検討させていただきたいと思えます。

なお、先ほどの事前説明会の例は、ここの組織市である三鷹市と調布市がありますが、三鷹市では、調布市のごみを年間4,300トンまで受け入れている中で、地元の方に来ていただいて毎年事前説明会を行っておりますので、そういうことを意識して発言したものでございます。同じ組織市の中でもありますのでそのような形を踏襲していきたいと考えております。それ以外の点については、今ご意見を承りましたので、検討させていただければと思えます。

会長代理 : 資料要求等も重要なことだと思いますので、それらの点も含めて次回でということをお願いいたします。

#### 4 その他

##### (1) 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学会について

事務局 : 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学について、当初の年間のスケジュールの中で7月に施設見学を行いたいということを示させていただいた中で、予定として平成23年7月8日金曜日に施設見学を行いたいというものでございます。場所は、柳泉園という東久留米市にある施設でございます。東久留米市、西東京市、清瀬市、3市で共同でやっている施設でございます。それと、所沢にある東部クリーンセンターという施設でございます。

まず、柳泉園でございますが、ここにも書いてございますが、315トンという施設でございます。こちらは私どもの施設とほぼ同規模であるということ。それから100メートルの煙突でございます。

所沢のほうにつきましては、JFEで施工したものでございます。こちらの施設についても、230トンということでふじみに近い数字でございます。煙突は90メートルで、ほぼ100メートルに近い煙突になってお

りまして、屋上緑化がある施設でございます。

ふじみに午前9時に集合していただいて、午後5時までには帰ってこられると思っております。申し込みにつきましては6月24日までに事務局へ参加・不参加についてお知らせいただければと思っております。

## (2) その他報告

- ・ 新ごみ処理施設建設工事見学会の結果について
- ・ 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

D 委員 : 工事見学会につきましては6月5日の日曜日、工事が完全にお休みの日に実施いたしました。午前10時と午後1時と午後3時と3回行いまして、午前10時の会につきましては33名の方、午後1時の会につきましては15名、午後3時の会につきましても15名、合計63名の方にご参加いただいたということでございます。工事の概要の説明をこの会議室で行いまして、それから現場を見ていただくということで、1時間程度で終わりました。見学者から、建設費は幾らぐらいかかっているか、あるいは発電した電気の売電収入はどれぐらい入るのか、それから地震に対する煙突の強度はどうなっているかというご質問をいただきました。それから、ビオトープを充実してくださいという意見もいただきました。ふだん見られないような時期の見学会でございましたので、お子さんも見えていて好評であったと思います。

続きまして、工事の進捗状況です。机上配付してございます「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事進捗表」というA4の横のものがあると思っております。これでご説明をさせていただきます。

工事の工種につきましては、現在、黒く塗ってございます土木・建築工事と煙突の工事の2工種を行っております。一番下の欄をごらんいただきますと、当期工事内容とございますけれども、第13回の地元協議会が終わってから今日に至るまでこんな工事をしているんですよというものが書かれております。1点目から3点目につきましては、地下の部分の工事がこの程度進んできたという内容でございます。

1番目のごみピットについては、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、1階の床の下1.8メートルから1.1メートルまでの間に壁ができましたということが書かれてございます。

それから2点目、壁ができたところについては埋め戻しが終わりました、

山留め切梁解体撤去、ちょっとわかりにくいと思います。机上配付しました新ごみ建設ニュース31号をごらんいただきますと、右下に「ごみピット底部」という写真がございます。これが切梁の写真でございますが、壁ができてくるとこういうものがすべて撤去できると、現状はこういうのはもう撤去が終わってますよという状況でございます。

それから3点目、地下1階部分、灰コンベアであるとか水槽がございますけれども、これについてもコンクリートの打設が終わりまして、構造体ができてきましたよということでございます。

それから4番目、1階の立ち上がりの躯体工事、これは鉄筋型枠組み立て施工中ということで、いよいよ1階部分の工事、場所でいいますと西側になります発電機室であるとか電気室の工事も始まってきましたということでございます。

最後になりますけれども5点目が、煙突の外筒の躯体の工事が始まってございまして、今日時点で地面から14.2メートルの高さまで煙突ができ上がってきました。おおよそ6月いっぱいまで20メートルを超えまして、9月末ぐらいになりますと98.5メートルの最終的なところまでコンクリートの打設が終わるということでございます。工事全体の進捗率ですけれども、今日の段階で約12%というところまで来ております。

- C 委員 : 煙突は大分高くなって14メートルですか。当然、電波障害が起こりますよね。どう考えていますか。
- D 委員 : 環境アセスメント調査の関係で、事前の予測をしておきまして、東京MXテレビにつきまして影響が出そうですよという結論は出ています。
- C 委員 : もう出てますよ。4から10まで入らないですよ。チカチカしてる。
- D 委員 : 通常、電波障害といいますと、2階建ての屋根の上にアンテナがついていると仮定しますと、大体15メートルぐらいの位置に通常アンテナの位置というのがあるんです。今現在14.2メートルということだと、通常電波障害というのは考えられない。考えられますのは、タワークレーン等が立ってございますので、それが工事中に影響を出すということが考えられます。
- C 委員 : アンテナ業者によると、煙突は完全に出ると言ってます。
- D 委員 : 今現在14.2メートルの段階で影響が出るということは考えにくいです。個別の話になりますので、また対応を考えます。



会長代理 : 逐次、進捗状況は会議の中で発表がありますので、個別にまたお願いしたいと思います。

### (3) 次回日程

会長代理 : 最後に次回の日程です。7月8日に施設見学がございますけれども、協議会日程について事務局案があれば、ご提案願います。

事務局 : 次回は一応予定では7月ということにさせていただいております、7月の下旬になりますが、27日の水曜日か29日の金曜日、どちらかをお願いできればと思っております。

#### (日程調整)

会長代理 : 次回は7月29日、会場については現在と同じところがございます、開始時間は6時30分からということでよろしく願いいたします。

A 委員 : 冒頭で会長の辞意問題はふじみで慰留されたけれどもだめだったという報告は受けました。この会議としての承認はまだ経ていないと思うので、会で選んだ会長ですから、会で承認手続を踏むべきだと考えています。そのことについて、無理だろうという事務長の報告を了承しまして賛成したいと思うのですが、それが1つ。

それから、増田委員は選出母体が委員を辞任することを認めていませんので、この協議会の委員として残るべきだと考えていまして、そのことについて協議会として確認をいただきたいと思います。

3つ目、今後残された期間、小林副会長1人で運営されるのは大変だと思ひまして、増田会長の後任について私は推薦して皆さんのご了解をいただきたいと思ひていまして、調布側の委員から選ばれる慣例になっていると思うので、F委員を推薦したいと思ひますので、皆さんの同意をいただければと思ひます。

会長代理 : 緊急動議ということで取り扱わせていただきたいと思ひます。すなわち会長の辞任をこの会で承認して、新会長の選出についてでございます。いかが取り扱ひましょうか、議題といたします。辞任がやむなしということでお認めいただくような形でよろしゅうございませうか。

それでは、増田会長の会長職辞任について承認されたという確認をさせていただきます。

ここで会長が不在となりましたので、地元協議会設置要綱第4条第4項により、今期の会長につきましては、調布市の地域住民委員から互選をす

ることとなっております。ただいまA委員からご推薦がありました。もう一度はつきりご発言ください。

A 委員 : F委員です。

会長代理 : ただいまA委員からF委員の推薦がありました。F委員のみでございますが、ほかにご提案ありますか。ないですね。この提案についてご異議ありませんか。

C 委員 : 委員は各自治会から推薦を受けて皆さん委員として出られていると思うんです。会長は委員の互選ということになりますよね。

その委員の中で、今、A委員がF委員を会長に推薦したいと、そういうことですね。賛成か反対かということですか。

会長代理 : 賛成か反対というよりも、こういう問題については皆さんの同意といえますか総意でやるのが当然なんです、そういう意味で私は異議なしですかということでお諮りいたしました。

C 委員 : 二者択一は、増田会長、前回やっているんですよね。三鷹のびん・缶を出して、私の案が、A、B、C、Dの搬入路をつくるか、あるいは一方通行オンリーにするか、私と事務長と対立したわけです。そのときの多数決でやっているわけです。だから、そういうふうな二者択一をとるんですか、とらないんですか、どうなんですか。

会長代理 : そういうことよりも、先ほど私申しました。A委員からご推薦ありました。ほかにありますか。ない場合にはご異議ありますかという諮り方をしております。ほかにご推薦ありますか。ご異議なしと認めてよろしゅうございますか。

(拍手)

会長代理 : 異議なしということで、新しい会長にF委員が選出されました。なお、任期については委員としての残任期間となりますので、今年の11月3日となります。

会 長 : あいさつは次回、私がここに座りますので、そのときにまた申し上げたいと思います。

今回増田会長の辞任に伴いましていろいろ対応しておりまして、本来5月に行われる会議だったが、月が遅れてしまいました。皆さん予定されていたと思うんですけども、ご協力本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

会長代理 : それでは以降の、施設見学を含めて、次回の協議会は新会長にお願いし、私はそのまま残ります。

それでは、本当に今日は私の拙い会議の進行にご協力ありがとうございました。協議会を閉会いたします。

20時40分 散会